

社会保険労務士

労働及び社会保険法令に基づく申請等を業とすることは、国家資格を付与された社会保険労務士(社労士)だけです。社労士でない者がこれらを業として行った場合は、法律により罰せられます。

今号では、令和4年10月より始まる短時間労働者に対する社会保険(以下、社保)の適用拡大について説明いたします。現状、社保は役員や正社員が被保険者となる他、一定の要件を満たしたパートタイマーやアルバイト等(以下、「パートタイマー」)も被保険者となります。このパートタイマーの主な加入要件は、1週間の所定労働時間が30時間以上、または1ヶ月の所定労働日数が正社員(同じ事業所で同様の業務に従事している通常の労働者)の4分の3以上であることとなります。また、この4分の3基準を満たさない場合であっても、従業員数501人以上の特定適用事業所、または従業員数500人以下で労使合意に基づき特定適用事業所と同様の加入要件を用いる任意特定適用事業所においては、

以下の要件に該当する場合(①週の所定労働時間が20時間以上あること②雇用期間が1年以上見込まれること③賃金の月額が8万8000円以上であること④学生でないこと)は、短時間労働者として被保険者となります。

社長!!その悩み…

社労士

(社会保険労務士)

が解決します。

それが、今回の改正に伴い、以下の2点について変更されることとなります。(加入要件が拡大)短時間労働者の加入要件は(①~④)のとおりですが、このうち「雇用期間が1年以上見込まれること」が、令和4年10月

から「雇用期間が2ヶ月を超えて見込まれること」に変更されます。これにすでに特定適用事業所等に該当している事業所にも適用されます。(特定適用事業所の拡大)現在、特定適用事業所は、従業員数が501人以上の適用事業所となっておりますが、この要件が令和4年10月から101人以上の適用事業所へ、令和6年10月から51人以上の適用事業所へと拡大されます。該当する事業所であるかどうかを判断するには、社保加入の被保険者数を用います。例えば、正社員が70名、パートタイマーが60名(その内、社保の被保険者は20名)の場合、従業員の総数は130名になりますが、社保の被保険者数は90名であることから、この状況が継続すれば令和6年10月から特定適用事業所に該当となります。

同改定により、特定適用事業所に該当が見込まれるようであれば、新たに短時間労働者に該当する方を把握し、そのパートタイマーへ説明を行い、場合によっては、労働条件を見直すことにより、社保の被保険者とならない範囲で働くことを希望するパートタイマーもいるかもしれませんので、会社としてその際の対応を考慮しておく必要があると考えます。

今回の執筆担当



今村速人 社会保険労務士事務所
 旭川市西御料5条1丁目2-14
 ☎0166-73-8721
 ▼ホームページ <http://www.imamura-sr.jp/>

特定社会保険労務士 **今村速人** (いまむら はやと)

大丸 創造と提案、そして前進 大丸株式会社 道北支店

〒070-8071 旭川市台場1条1丁目8番 電話0166-76-4415 FAX 0166-62-6550

道北支店 北見出張所 〒090-8550 北見市卸町1丁目8番地6 電話 0157-36-2611